

始良市複合新庁舎整備に関する 基本構想（素案）

始良市
2017年5月

目次

はじめにー複合新庁舎整備に関する基本構想（素案）について	1
1 現庁舎について	2
(1) 各庁舎の配置	2
(2) 庁舎配置等の状況	3
2 現庁舎の課題と備えるべき機能	4
(1) 防災拠点機能	4
(2) 建物及び設備	4
(3) 行政組織・行政機能	5
(4) 多様化する行政ニーズへの対応	6
(5) バリアフリー	6
(6) 議会機能	6
3 財政面の検討	8
4 事業手法の検討	8
5 関連計画との整合性	9
6 庁舎整備の必要性	10
7 複合新庁舎整備の検討に当たっての基本的な考え方	11
8 本庁舎の位置及び敷地	13
(1) 候補地選定の視点	13
(2) 候補地の概要	14
(3) 建設候補地の検討及び判断	16
9 複合新庁舎整備に関する今後の方針について	17
10 想定する本庁舎の規模等	18
(1) 行政機能部分の基本指標	18
(2) 本庁舎の規模の想定	19
(3) 駐車場の配置	19
11 複合新庁舎（本庁舎）の整備費用及び財源等	20
(1) 建設費用について	20
(2) 財源について	20
(3) 事業手法について	21
12 本庁舎整備の事業スケジュール	22
13 総合支所庁舎の整備について	22

はじめにー複合新庁舎整備に関する基本構想（素案）について

本市は、平成 22 年 3 月、加治木町、蒲生町、始良町が合併し、県内で 19 番目の新市として誕生してから早くも 8 年目を迎えています。

県本土のほぼ中央部に位置し、県都鹿児島市をはじめ、県内主要都市に隣接するという地理的条件や交通の利便性に優れており、海・山・川といった美しく豊かな自然に加え、長い歴史に育まれてきた有形・無形の文化財が多く残っています。

合併によって一体感を得た多くの自然、歴史、文化に誇りと愛着を持ちながら、都市的な機能と田園が融合したまちとして、「県央の良さを活かした、県内一暮らしやすいまちづくり」を推進していくことを目指しています。

新市のまちづくりの拠点となる市役所本庁舎の建物は、旧始良町の庁舎をそのまま使用しており、旧加治木町庁舎と旧蒲生町庁舎も総合支所の庁舎として活用しています。いずれの庁舎も昭和 30 年代に建築され、築後 50 年以上が経過し老朽化も進み、行政機能に支障をきたしていることや現行の耐震基準を満たしていないことによる安全性への懸念などがあります。

平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震では、被災市町村で災害対策拠点となる庁舎が使用不能となったところもあり、市町村庁舎が住民生活やまち全体の復旧・復興のための防災拠点施設として、その重要性が再認識されたところです。

また、現本庁舎は手狭であるため、農政部局を蒲生庁舎に、教育部局を加治木庁舎に配置する「一部分庁方式」を採用せざるを得ない状況であり、会議室、事務室、相談室などの狭隘さも顕在化し、行政機能だけでなく市民サービスや利便性の低下を招いていることは否めず、今後の行政事務の拡大や市勢の進展を見込めば、その根本的な解決策が求められています。

本庁舎及び各総合支所庁舎の整備については、「多極ネットワーク型コンパクトシティ¹」の考え方を踏まえた上で、現在の庁舎が抱える問題の解消だけではなく、平成 28 年度に策定した始良市公共施設等総合管理計画（以下「公共施設再配置基本計画」という。）に基づき、複数の公共施設を集約し、充実した機能を持たせる「施設の縮充²」や利用率の向上を見据えつつ、行政サービスのさらなる向上を図り、市民の利便性を十分に考慮し、市民に開かれた身近な施設としての整備を目指し、複合新庁舎整備に関する基本構想（素案）としてまとめました。

¹多極ネットワーク型コンパクトシティ：①医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地している。②公共交通により医療・福祉施設や商業施設に容易にアクセスできる。③日常生活に必要なサービスや行政サービスが住まいなどの身近に存在する。これらの 3 つのポイントが整った状態をいう。

² 施設の縮充：施設が統廃合されることで面積が縮小しても、その機能を充実させる工夫を検討する。縮小しても機能は充実させるという造語。

1 現庁舎について

(1) 各庁舎の配置



【各庁舎間の道のり】（車での所要時間） (km)

始良本庁	加治木総合支所	4.1 (10分)	7.5 (15分)
	蒲生総合支所	7.5 (15分)	10.5 (20分)
	加治木総合支所	10.5 (20分)	4.1 (10分)

【人口重心から各庁舎までの直線距離】 (km)

人口重心	0.9	3.4	6.0
始良本庁	3.5	3.4	6.6
		加治木総合支所	9.0
		蒲生総合支所	

(2) 庁舎配置等の状況

職員が執務を行う各部は、主に次の3か所に分散して配置され、その概要は次のとおりです。

一部分庁方式を採用していることにより、加治木庁舎には教育部、蒲生庁舎には農林水産部、農業委員会がありますが、両庁舎とも地域振興課を除いては、各課の窓口が配置されています。

また、3庁舎の延床面積は1万3,514.0㎡となっています。

〈主な庁舎の概要〉

(H28.4現在)

庁舎の名称	建築年度	経過年数	構造	延床面積(m ²)	部課配置	職員数	耐震基準	
始良庁舎	本館	1960	56	RC造 2階建 (一部4階)	2,367.8	建設部・始良農林水産係・臨時福祉給付金係・総務部(総務課・秘書広報課・財政課・危機管理課・工事監査課・行政管理課)・企画部(企画政策課・商工観光課・地域政策課)	126	旧
	2号館	1994	22	SRC造 3階建	3,164.2	市民生活部・保健福祉部・会計課・総務部(税務課・収納管理課)・企画部(情報政策課)・議会事務局	219	新
	3号館	1989	27	S造 2階建	194.4	選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・公平委員会事務局	4	新
	5号館	2010	6	S造 2階建	389.4	保健福祉部(社会福祉課・長寿障害福祉課介護保険係・地域包括支援係)	66	新
加治木庁舎	北庁舎	1963	53	RC造 3階建	1,485.0	加治木建設係・加治木農林水産係・加治木地域振興課	16	旧
	南庁舎	1960	56	RC造 3階建	1,900.0	加治木税務係・加治木市民生活係・加治木福祉係・加治木保健医療係・教育委員会(教育部)	63	旧
蒲生庁舎	本館	1954	62	RC造 2階建	1,013.5	蒲生税務係・蒲生市民生活係・蒲生福祉係・蒲生保健医療係・教育総務課蒲生分室・農業委員会事務局	29	旧
	別館	1985	31	RC造 3階建	1,380.0	農林水産部・蒲生建設係・蒲生地域振興課	44	新

※ RC造：鉄筋コンクリート造、SRC造：鉄骨・鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造

※ 耐震基準：昭和56年以前に建築された建物は旧耐震基準、それ以降に建築された建物が新耐震基準。

2 現庁舎の課題と備えるべき機能

(1) 防災拠点機能

課題

- 主要な庁舎は、昭和56年以前の旧耐震基準で建築された庁舎であり、補強も行ってないことから新耐震基準を満たしていません。
- 災害発生時に災害対策本部としての機能や防災拠点としての機能を果たすことができません。
- 大規模災害時に、業務を継続させる又は早急に業務を復旧させるべく策定した業務継続計画（BCP）³では、本庁舎等の被害状況について、庁舎機能の一部が制限されるものと想定しています。なお、想定災害は、県地震等災害被害予測調査の結果に基づくものです。
- 業務継続計画を策定しましたが、庁舎が被災した場合の代替庁舎、通信手段の確保、食料等の備蓄、ライフラインの確保などに多くの課題があります。
- 行政組織及び行政機能が一部分散しているため、各事務所での災害対策活動となり、災害対策本部会議での決定事項が迅速に伝わらず、対策活動に支障が生じる可能性があります。

備えるべき機能

- ◆ 新耐震基準を満たした施設
- ◆ 防災拠点施設及び災害対策本部としての機能を果たすことができる施設
- ◆ 地域の防災拠点としての機能を果たすことができる施設
- ◆ 業務継続計画に基づく対応が可能な施設

【→資料編 資料2 p2～ 資料7 p12】

(2) 建物及び設備

課題

- 主要な庁舎はいずれも昭和30年代に建築され建築後約50年が経過しています。建物によってはコンクリートの劣化や屋上防水の劣化による雨漏りが発生している状況があり、補修にかかる経費の増加が見込まれ、耐震改修も含めた大規模改修が必要となります。
- 附帯設備についても耐用年限による更新の必要性が生じています。

³業務継続計画（BCP）：災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

- 建物及び附帯設備の老朽化により、経済効率性に欠け、省エネルギーの性能も低く、環境に与える影響も大きい状態となっています。

備えるべき機能

- ◆ 経済効率性や省エネルギー性能が高く、環境負荷が少ない建物及び附帯設備
- ◆ ライフサイクルコスト⁴を抑えることができる施設

【→資料編 資料6 p11】

(3) 行政組織・行政機能

現状

- 合併時、合併による行政サービスの低下を防ぐため、総合支所（一部分庁）方式を採用しました。
- 事務所が分散しているため、用件が各部にまたがるような場合、事務所間を移動しなければならず、市民にも負担が伴い、市民サービスや利便性の低下を招いています。
- 多種多様化する市民ニーズに対して迅速な対応が求められている中、構成組織が部単位で事務所が分散しているため、各部間の連携又は協議に時間を要し、連絡調整がスムーズに行えないなどの現状にあります。
- これまで、始良市行政改革大綱に基づき、事務の効率化や人員の集約による組織の見直し、定員削減等を行ってきましたが、行政組織や行政機能を分散させたままでは、これ以上の効率化や人員の集約は困難であるため、事務の効率化や経費削減が見込めない状況となっています。
- 第2次始良市行政改革大綱を踏まえた第2次定員適正化計画及び第2次組織機構再編計画を今後更に推し進め、併せて市民の利便性を高め、事務の効率性の向上を図るためには、これまで進めてきた組織機構改革だけでなく行政組織と行政機能を集約し、更なる行政改革を進める必要があります。

【→資料編 資料3～5 p5～】

備えるべき機能

- ◆ 第2次始良市行政改革大綱を踏まえた事務効率の向上や第2次定員適正化計画及び第2次組織機構再編計画を今後更に推し進めるにあたり、行政組織及び行政機能を集約するために必要な執務スペース
- ◆ 利便性向上のため、来庁者にわかりやすい動線を確保できる窓口等スペース

⁴ ライフサイクルコスト：維持管理費、改修費、調達、製造、使用、廃棄の流れをトータルで考えた費用。構造物などの企画、設計、竣工、運用、修繕、解体に至るまでの建物の生涯にかかる費用。

(4) 多様化する行政ニーズへの対応

課題

- 来庁者の窓口及び待合スペース、個別相談スペースや会議室が十分に確保できず、プライバシーの確保等に問題があります。
- 行政ニーズの多様化、事務量の増加等により、執務スペースが不足し、通路や動線の狭隘化が業務効率の低下を招いています。
- 書庫や倉庫が不足し、廊下や階段に一部、文書・物品が溢れており、市民サービスや業務効率の低下などの課題があります。
- 加治木・蒲生両総合支所庁舎では、機構改革等の結果、会議室など多くの空きスペースが生じています。

備えるべき機能

- ◆ 来庁者のプライバシーが確保できる、十分な個別相談スペースや会議室等のスペース
- ◆ 物品や文書の収納、災害対応用の備蓄などの書庫及び倉庫スペース
- ◆ 人員や事務の集約化に必要な面積、動線が確保できる執務スペース

【→資料編 資料9 p13 資料15 p30～】

(5) バリアフリー

課題

- 現庁舎の建設時には、障がい者や高齢者などに配慮した構造ではなかったため、改修によるバリアフリー対応だけでは十分とは言えない状況であり、会議等の開催場所が限られたり、開催場所によっては来庁者に不便な状況が生じています。

備えるべき機能

- ◆ 誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン⁵に対応した施設

(6) 議会機能

課題

- 現在の議場については、ユニバーサルデザインに十分に配慮した構造となっていない部分があり、誰もが気軽に傍聴ができる状況とはなっていません。

⁵ユニバーサルデザイン：高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

備えるべき機能・検討事項

- ◆ ユニバーサルデザインに十分配慮した議場等
- ◆ 議会閉会中の議場等の利活用に関する検討を行う

3 財政面の検討

- 建設費だけでなく、その後の維持管理費も含めた、ライフサイクルコストの考え方に基づくコストの削減が必要です。
- 公共施設再配置基本計画に基づく施設の複合化、施設の縮充によるコストの削減が必要です。
- 市民サービスを確保しながら、費用対効果の高い複合新庁舎の建設を行うには、防災や環境面を考慮した補助制度の活用可否や他の財源等について調査・研究を行い、合併推進債をはじめとした市民に負担が少ない有利な財源の活用が必要です。

【→資料編 資料9 p14】

4 事業手法の検討

- 限られた財源の中で、本庁舎及び総合支所庁舎の整備を行うにあたっては、公共施設再配置基本計画も踏まえた施設整備を検討する必要があります。
- 特に総合支所庁舎については、行政機能に関するスペースは極めて限られた部分となり、市民や地域団体に利用していただくスペースが大半となることが想定されることから、従来型の事業手法だけでなく、PFI⁶やPPP⁷といった民間活力を利用した庁舎整備のあり方も検討する必要があります。

【→資料編 資料10 p17~】

⁶ PFI : Private-Finance-Initiative (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ) 公共事業を実施するための手法の1つ。民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

⁷ PPP : (Public-Private-Partnership) 官民の連携。官民が共同して、効率的かつ効果的に質の高い公共サービスの提供を実現する。

5 関連計画との整合性

庁舎の整備にあたっては、以下の計画との整合性を確認しながら、今後、幅広く検討していく必要があります。

- (1) 始良市総合計画
- (2) 始良市都市計画マスタープラン
- (3) 始良市行政改革大綱
- (4) 始良市定員適正化計画
- (5) 始良市組織機構再編計画
- (6) 始良市公共施設等総合管理計画（始良市公共施設再配置基本計画）
- (7) 始良市地域防災計画
- (8) 始良市総合戦略
- (9) 始良市人口ビジョン
- (10) 立地適正化計画⁸
- (11) 地域公共交通網形成計画

- 立地適正化計画については、平成 29 年度から 2 か年かけて計画を策定することとしており、その議論との整合性やそこで示されるまちづくりに関する方向性に配慮する必要があります。
- 庁舎の整備に関しては、利用率の向上、ライフサイクルコストの削減及び共用部分の削減によるコスト削減などを考慮した公共施設再配置基本計画に基づき、単に庁舎としての機能だけでなく、広く市民に開かれた「公共施設」としての側面を重視した施設として位置づけ、利用率・稼働率の向上や将来の需要を見越した、機能やレイアウトを検討する必要があります。

【→資料編 資料 11 p21】

⁸ 立地適正化計画：都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商圏等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成。民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵作り（多極ネットワーク型コンパクトシティ）。都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）により作成することができる。

6 庁舎整備の必要性

平成 26 年度から庁内検討委員会において検討する中で、

- 平成 28 年 4 月に発生した熊本地震を受け、新耐震基準を満たしていない庁舎が多く、また、行政組織及び行政機能が分散したままでは、災害発生時に災害対策本部及び防災拠点としての機能を果たすことができない状況であることから、緊急性の高さを鑑みて、庁舎整備、特に本庁舎の整備に関する議論を先行させる必要性がある。
- 次年度以降展開される立地適正化計画の議論内容との整合を図りながら、同時に公共施設再配置基本計画により示された公共施設のあり方を踏まえて、複合新庁舎として整備する方向で検討を進める必要性がある。
- 多極ネットワーク型コンパクトシティを目指すためにも、本庁及び総合支所がその中心となるよう、行政機能だけでなく、様々な機能を備えた施設として整備する必要性がある。

ことを確認しました。

【→資料編 資料 12 p22～】

7 複合新庁舎整備の検討に当たっての基本的な考え方

複合新庁舎の整備は、市民と行政の協働のあり方、さらには市街地の形成など将来に大きな影響をもたらす重要な事業です。したがって、総合支所のあり方を含め、行政経営全般を視野に入れた幅広い検討を加え、計画内容を固めていく必要があります。そこで、市政の根幹となる総合計画等の諸構想・計画を踏まえて、

平成28年度に策定された、公共施設再配置基本計画に基づき、「施設の縮充」を体現すべく、本庁舎及び総合支所庁舎、いずれも単なる庁舎の整備ではなく「複合新庁舎」としての整備を検討する。

この考え方を中心に据え、複合新庁舎整備の基本的な考え方を次のようにまとめました。

(1) 市民に親しまれ、まちづくりの拠点となる施設

市民が気軽に訪れたいくなる、市民に開かれた新たな時代の施設となるよう、整備後の庁舎については、利用率・稼働率を高めるため、公共施設再配置基本計画において市民から必要性が高いとの意見が出された、市民文化施設、スポーツ・レクリエーション施設、子育て支援施設などを含めた複合施設として整備を検討します。

(2) 地域防災拠点としての施設

災害発生時における利用者の安全を確保するとともに、市民の生命と財産を守るための機能を有し、災害からの復旧・復興に欠かせない行政機能を確保することができる「安全・安心な施設」を実現します。

(3) ユニバーサルデザインを取り入れた人にやさしい施設

子どもから高齢者まであらゆる年齢層の来庁者、障がい者、外国人など誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの理念を取り入れた人にやさしい施設とします。

(4) 環境にやさしく、経済的な施設

再生可能エネルギーや省エネルギーシステムを積極的に導入し、環境負荷の低減を図ることで「地球環境に優しい施設」を実現します。また、ランニングコストの低減や施設の長寿命化を見据えた整備計画とします。

(5) 市民サービスの向上を実現化する施設

来庁者の利便性を高めるため、窓口部門などの機能を統合し、さまざまな手続きを同じフロアで行える「ワンフロアストップサービス」の導入の検討や個人情報保護の観点から市民が安心して相談できるような相談スペースを確保するなど、市

民にとって利用しやすい行政機能を備えた施設とします。

(6) **機能性・効率性の高い施設**

市民ニーズの変化に柔軟に対応できる行政機能を確保し、更に効率的で効果的に業務を行うため、また、第2次始良市行政改革大綱を踏まえた第2次定員適正化計画及び第2次組織機構再編計画の更なる推進が必要であることから、行政組織及び行政機能を集約します。併せて、適切な規模の執務空間、会議室・相談スペースの確保、書類等の保管スペースの確保や情報ネットワークの整備、部署間の連携などに配慮した執務環境を整えます。

8 本庁舎の位置及び敷地

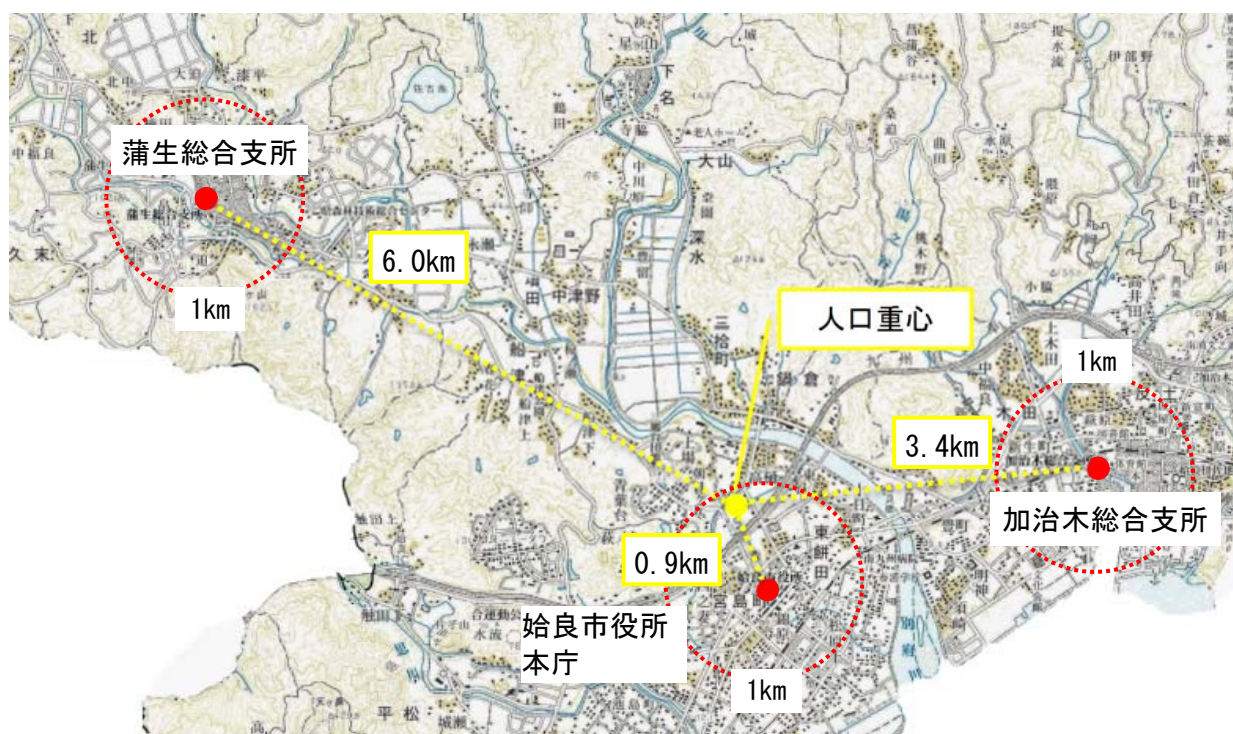
(1) 候補地選定の視点

本庁舎の建設候補地を選定するに当たっては、まず、市民の利便性の視点から、人口重心に近く、交通の利便性が高い地域としました。また、コスト面から、土地取得費用が発生しないよう、できる限り新たな土地は求めないこととし、更に、現在、市が所有する土地の中で、一定以上の面積が確保できる土地を抽出したところ、次の3か所が候補地にあがりました。

- ① 本庁舎敷地
- ② 始良公民館広場
- ③ 始良中央図書館駐車場

【→資料編 資料14 p28～】

人口重心からの距離



(2) 候補地の概要

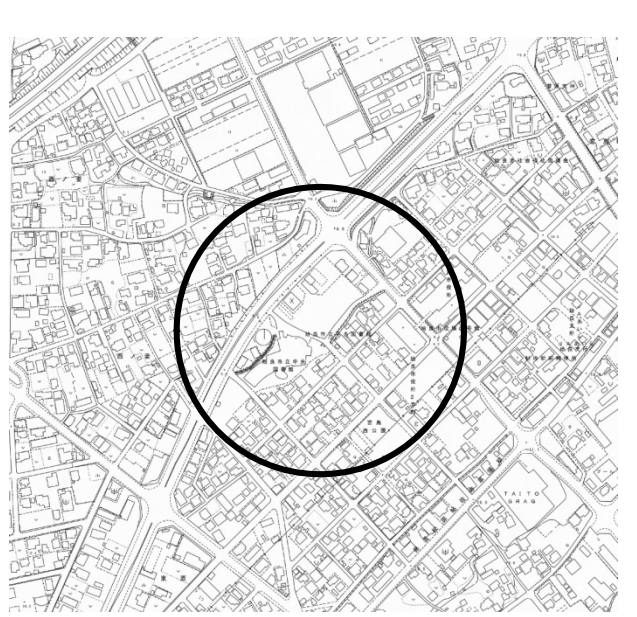
① 始良本庁舎敷地

所在地	宮島町25番地	
敷地面積	6,857㎡(2、5号館除く)	
用途地域等	商業地域	
接面道路	西側道路:宮島本線 幅員12m 南側道路:役場前通り線 幅員 8 m 北側道路:役場北通り線 幅員 6 m	
人口重心との直線距離	0.9km	
最寄駅	帖佐駅から約0.5km	
現在の状況	現庁舎、駐車場	

② 始良公民館広場

所在地	東餅田492番地 1 ほか	
敷地面積	約8,000㎡	
用途地域等	第一種住居地域	
接面道路	東側道路:菅原～東線 幅員12m	
人口重心との直線距離	0.7km	
最寄駅	帖佐駅から約0.5km	
現在の状況	グラウンド	

③ 始良中央図書館駐車場

所在地	西餅田494番地ほか	
敷地面積	4,690㎡	
用途地域等	近隣商業地域	
接面道路	北側道路:国道10号線 幅員25m 東側道路:宮島本線 幅員12m	
人口重心との直線距離	0.9km	
最寄駅	帖佐駅から約0.6km	
現在の状況	図書館駐車場	

(3) 建設候補地の検討及び判断

本庁舎の建設について、3つの候補地に関し、利便性、各種法令による制限及び財政面から検討しました。

ア 利便性等についての検討

整備後の庁舎は市の顔（シンボル）となる施設であるとともに、地域経済への貢献や新たな発展の可能性、市民が利用しやすい位置であることが重要です。交通アクセスなど利便性の視点から検討したところ、「① 本庁舎敷地」と「③ 始良中央図書館駐車場」は同じような条件にあります。

イ 各種法令による制限内容等の検討

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づき指定される用途地域は、「① 本庁舎敷地」は商業地域、「② 始良公民館広場」は第一種住居地域、「③ 始良中央図書館駐車場」は近隣商業地域です。これらを、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定される用途規制、高さ制限等を考慮し、庁舎の多機能化・複合化の視点から検討したところ、「① 本庁舎敷地」、「③ 始良中央図書館駐車場」、「② 始良公民館広場」の順に、設計の自由度が高いといえます。

ウ 財政面からの検討

合併推進債に関しては、「① 本庁舎敷地」での建替えの場合のみ、建物の建設費用だけでなく、既存建物の解体費用も対象となります。また、「① 本庁舎敷地」については、新耐震基準を満たしている2号館と5号館を活用する場合、連携がしやすく、当該建物の利活用を広く検討でき、建設コストの削減につながる可能性があります。

以上のことから、「① 本庁舎敷地」が他の候補地よりも優れている点が多く、「① 本庁舎敷地」が最適地であると判断しました。

【→資料編 資料14 p28～】

9 複合新庁舎整備に関する今後の方針について

これまでの議論を踏まえ、庁内検討委員会では、複合新庁舎の整備に関する今後の方針を、次のようにとりまとめました。

- ① 様々な行政課題、新たな行政需要に対応するため、行政組織及び行政機能を集約・整理（一部分庁方式から本庁方式への移行）し、更に質の高い市民サービスの提供に向け、窓口機能、地域振興機能等を充実する。
- ② 本庁舎は、現在の本庁舎敷地内に整備する。
- ③ 本庁舎、加治木総合支所庁舎及び蒲生総合支所庁舎については、公共施設再配置基本計画に示された方向性に基づき、複合新庁舎として整備する。

10 想定する本庁舎の規模等

(1) 行政機能部分の基本指標

ア 本庁舎整備後の配置組織と想定職員数について

(7) 組織機構

本庁舎整備後の組織体制については、人口の増減、地方分権の推進、政策等により変動することから、将来の行政組織を予測することは非常に困難なため、平成28年度の組織機構を基本とし、現在分散している行政組織及び行政機能を集約することとします。設定にあたっては、消防本部及び水道事業部については、各庁舎に執務室が確保されており、連絡体制等も確保されていることから、集約する行政組織及び行政機能からは除きます。なお、今後、組織機構の再編があった場合は可能な限り反映していきます。

(H28. 4 現在)

部名	課名
総務部	総務課、秘書広報課、財政課、税務課、収納管理課、危機管理課 工事監査課、行政管理課
企画部	企画政策課、地域政策課、情報政策課、商工観光課
市民生活部	市民課、男女共同参画課、生活環境課、環境施設課
保健福祉部	社会福祉課、子ども政策課、子育て支援課、長寿・障害福祉課 保険年金課、健康増進課
建設部	土木課、都市計画課、用地課、建築住宅課
農林水産部	農政課、耕地課、林務水産課
会計管理者	会計課
議会事務局	議事庶務課
教育委員会	教育総務課、学校教育課、社会教育課、保健体育課
行政委員会等	選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会

(イ) 想定職員数

第2次定員適正化計画の実施により、今後も職員数の減少が見込まれています。本庁舎に配置する職員数については、現在分散している行政組織及び行政機能を集約することを前提に、下記のとおり設定します。なお、今回の職員数は、新庁舎の規模を算出するためのものであり、将来の職員数を示すものではありません。

(H28. 4 現在)

正職員(特別職を含む)	非常勤職員	合計
399人	136人	535人

イ 議員数について

市議会の議員数は、「始良市議会議員定数条例（平成22年条例第5号）」に定める24人とします。

(2) 本庁舎の規模の想定

本庁舎の行政機能部分の規模（延床面積）については、「総務省の起債事業対象標準をもとに算定する方法」、「新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）を元に算定する方法」、「他自治体の庁舎建設事例から求める方法」の3つの方法で、必要面積を想定します。

区分	1 起債面積算定基準（総務省）による面積（㎡）	2 新営一般庁舎面積算定基準（国土交通省）による面積（㎡）	3 他自治体の庁舎建設事例の面積（平均）（㎡）
事務室	4,226	3,412	
会議室、倉庫等	4,294	6,935	
玄関、廊下、階段等	3,408	4,006	
議場	840	840	
計	12,768	14,353	10,952

【→資料編 資料15 p30～】

(3) 駐車場の配置

来客者の自動車や自転車等の利用状況を踏まえ、適正な駐車台数（148台）を想定した上で、限られた区域を有効に活用し必要なスペースを確保します。なお、複合新庁舎の建設時には、来客用駐車場及び公用車駐車場が不足するため、近隣地に一時的に代替駐車場を確保する必要があります。

【→資料編 資料16 p33】

11 複合新庁舎（本庁舎）の整備費用及び財源等

(1) 建設費用について

複合新庁舎の整備にあたって必要となる費用については、先行自治体等の実例を参考とします。必要な延床面積については約12,000㎡を目安とします。また、先行自治体の建設単価の平均は約43万円/㎡ですが、消費税の改正や近年の建築関係経費の上昇を鑑み、建設単価を約50万円/㎡とした場合、建設事業費については、約60億円程度と見込まれます。なお、この額には、付帯工事費、解体費、設計費、備品類費用等の費用は含んでいません。

○先行自治体例

名 称	想定人口 (人)	想定職 員数 (人)	新庁舎の		1人当 たりの面積 (㎡/人)	建設単価 (㎡/万円)	建設 事業費 (百万円)	竣工年 ()は予定
			階層 (階)	延床面積 (㎡)				
出水市	58,000	450	5	10,940	24.3	38.2	4,190	H28.10
日向市	60,553	467	4	11,570	24.8	42.8	4,960	(H30.4)
宇佐市	56,277	496	6	12,300	24.8	43.0	5,300	(H32.3)
朝倉市	55,751	477	5	9,000	18.9	50.0	4,500	(H32.3)
平 均			5	10,952	23.2	43.5	4,738	

※1 想定職員数は、臨時・非常勤職員を含む

※2 日向市、宇佐市、朝倉市の面積については、基本構想等の数値による。

※3 宇佐市の延床面積は、一部継続利用部分を含む。

【→資料編 資料2 p2 資料15 p32】

(2) 財源について

複合新庁舎の整備の財源は、主に合併推進債の活用を予定しています。一般的に複合新庁舎の行政機能部分に関する施設整備等については、国や県の補助金がないため、建設のための基金や起債事業で賄いますが、合併推進債以外は交付税措置がありません。

本市は、平成22年3月の合併により平成36年度までは、合併推進債を活用でき、対象事業費の90%に財源として充てることができるうえ、その元利償還金の40%が地方交付税の算定における基準財政需要額に算入されます。ただし、合併推進債対象経費に充当されない10%の事業費と合併推進債対象外経費(基本計画委託料、基本設計委託料等)については、一般財源が必要となるため庁舎建設基金等が必要となります。なお、合併推進債といえども後年度に負担を伴うことになるので、なお一層の行政改革推進を図るとともに、財政的な余力が少ない中、極力事業費を抑えた整備を検討していく必要があります。厳しい財政状況を踏まえた上で、身の丈にあった複

合新庁舎整備の検討を進めます。

【→資料編 資料9 p14】

(3) 事業手法について

庁舎建設における事業手法については、従来型手法（従来（直営）方式）、民間活力活用手法（DB方式⁹、公設民営（指定管理者）方式、DBO方式¹⁰、PFI方式、リース方式¹¹等）の手法が考えられます。

事業手法の検討に当たっては、財政面では、合併推進債や民間資金の活用等による財政支出の縮減が可能なこと、建設時においては、市の意向反映等について協議しながら事業を進めることができること、また、建設後においては、災害等、想定外の状況が発生した際にも、柔軟な庁舎運営が行えること、併せて、将来的なニーズの変動にも柔軟に対応できる手法とする必要があります。

以上のことを踏まえ、事業手法については、今後、費用対効果やスケジュール等も勘案しながら、検討することとします。

【→資料編 資料10 p17～】

⁹ DB方式：施設の設計及び建設業務に対し民間ノウハウを活用し、設計・施工を包括的に実施する手法（公共が施設を所有・管理運営を行う）。

¹⁰ DBO方式：PFI事業者が設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）を一括して委ね、施設の所有、資金の調達については公共側が行う方式。

¹¹ リース方式：PFI事業者が建設（Build）した施設を、公共側に一定期間リース（Lease）し、予め定められたリース料で事業コストを回収した後、行政に施設の所有権を移管（Transfer）するBLT方式等がある。

12 本庁舎整備の事業スケジュール

本庁舎整備の事業スケジュールについては、熊本地震の発生を受け、防災拠点としての機能整備を優先する必要があることから、できる限り早期に整備を行うこととし、平成33年度までに事業を完了することを目標とします。

	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
基本構想・ 計画策定					
基本・実 施設計					
建設工事					

※現段階での予定であり、変更になることがある。

13 総合支所庁舎の整備について

公共施設再配置基本計画において、「庁舎等は周辺の公共施設との複合化を進め、防災と地域のまちづくりの拠点として再整備する。」としています。

加治木総合支所については、「老朽化した加治木総合支所の建替えに併せて、体育館、集会所等の機能を統合した複合施設を新設します。併せて近隣の加治木福祉センター等の公共施設の複合化も検討します。」としています。

蒲生総合支所については、「老朽化した蒲生総合支所の建替えに併せて、蒲生公民館・蒲生ふれあいセンターの機能を統合した複合施設を新設します。併せて、近隣の蒲生高齢者福祉センター等の公共施設の複合化も検討します。」としています。

各施設には、証明書発行、届出や申請の受理、相談業務などの市民サービスに直結する市民生活部門や保健福祉部門の事務等の窓口を中心とした行政機能を配置するだけでなく、それぞれの地域の特性を考慮しながら、公共施設再配置基本計画に基づき、周辺施設が持つ多様な機能を持たせ、地域のまちづくりの拠点となる複合施設として、本庁舎の建設に併せて、合併推進債の活用期限である平成36年度までに事業を完了することを目標とします。

【→資料編 資料 17 p35 資料 20 p40～】